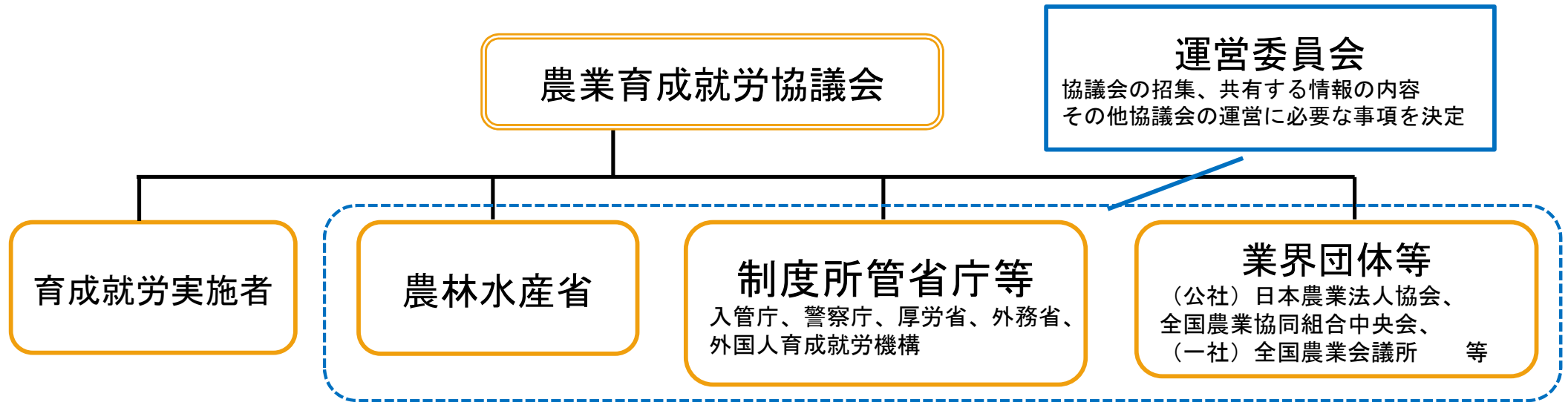


- 農業分野において、その構成員が相互に連絡を図ることにより、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の厳密化を図るとともに、農業分野の実情を踏まえ育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組について協議し、必要な措置を講ずることを目的として、「**農業育成就労協議会**」を設置
- 育成就労外国人を雇用する**育成就労実施者は本協議会構成員となる必要**
- 本協議会の事務局は農林水産省経営局就農・女性課



※今後、地域ブロックでも「農業育成就労地域協議会」を設置予定

主な活動内容

- ・育成就労外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知並びに法令遵守の啓発
- ・育成就労実施者及び監理支援機関による育成就労外国人の待遇の確保その他の農業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- ・育成就労実施者に対する協議会構成員資格の確認及び証明 等

農業育成就労協議会決定第〇号
令和 8 年 6 月 〇 日

農業育成就労協議会規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、農業育成就労協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、農業分野の実情を踏まえた育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組について協議を行う等必要な措置を講ずることを目的とする。

（構成員）

第 3 条 協議会は、別紙 1 の構成員等により組織する。

- 2 協議会の構成員は、協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めたときは、これに協力するものとする。
- 3 協議会は、第 1 項に規定するもののほか、必要と認める者をオブザーバーとして加えることができる。

（活動）

第 4 条 協議会は、次に掲げる取組について協議又は情報共有等を行うものとする。

- 一 育成就労外国人の受入に係る制度の趣旨及び優良事例の周知並びに法令遵守の啓発
- 二 育成就労外国人の受入に係る人権上の問題その他不正行為に対する横断的な再発防止
- 三 構成員に対する必要な情報の提供
- 四 育成就労実施者及び監理支援機関による育成就労外国人の待遇の確保その他の農業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- 五 育成就労実施者の倒産等やむを得ない事由による育成就労外国人の転籍に係る情報提供等の協力
- 六 就業構造の変化及び経済情勢の変化並びに外国人の受入れ及び人手不足の状況に関する情報の把握及び分析
- 七 前号の分析を踏まえた大都市圏等への育成就労外国人の過度の集中回避に係る対応策の検討・調整（育成就労外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の育成就労実施者による育成就労外国人の引抜きの自粛要請等を含む）
- 八 育成就労実施者に対する協議会構成員資格の確認及び証明
- 九 その他育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組

(運営委員会)

第 5 条 協議会に運営委員会を設置し、協議会の招集、共有する情報の内容その他の協議会の運営に必要な事項の決定を行うものとする。

2 運営委員会は、別紙 2 の構成員等により組織する。

(事務局)

第 6 条 協議会及び運営委員会の庶務は、農林水産省経営局就農・女性課において処理する。

(農業育成就労地域協議会)

第 7 条 協議会は、農業分野に関して地域の実情を踏まえた取組を行うため、別紙 3 の構成員により構成される協議会（以下「農業育成就労地域協議会」という。）を組織することができる。

2 農業育成就労地域協議会は、地域における第 4 条各号に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、農業育成就労地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は農業育成就労地域協議会が定める。

(その他)

第 8 条 本規約に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は運営委員会が定める。

附 則

この規約は、令和 8 年 6 月〇日から施行する。

農業育成就労協議会 構成員及びオブザーバー (案)

【農業分野の育成就労実施者】

【分野所管省庁】

農林水産省農産局園芸作物課
農林水産省農産局果樹・茶グループ
農林水産省農産局穀物課
農林水産省畜産局企画課
農林水産省経営局就農・女性課

【制度所管省庁等】

出入国在留管理庁
警察庁
外務省
厚生労働省
外国人技能実習機構 (外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構)

【農業分野の育成就労実施者を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
一般社団法人全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所
労働者派遣形態による育成就労実施者を構成員とする団体等農林水産省が適当と認める団体
※ その他、有識者 (学識経験者、地方自治体) 等事務局の判断でオブザーバー参加させることを妨げない。

運営委員会 構成員及びオブザーバー (案)

【分野所管省庁】

農林水産省農産局園芸作物課
農林水産省農産局果樹・茶グループ
農林水産省農産局穀物課
農林水産省畜産局企画課
農林水産省経営局就農・女性課

【制度所管省庁等】

出入国在留管理庁
警察庁
外務省
厚生労働省
外国人技能実習機構(外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構)

【農業分野の育成就労実施者を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
一般社団法人全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所
労働者派遣形態による育成就労実施者を構成員とする団体等農林水産省が適当と認める団体

※ その他、育成就労実施者や有識者（学識経験者、地方自治体）等事務局の判断でオブザーバー参加させることを妨げない。

農業育成就労地域協議会 構成員及びオブザーバー (案)

【分野所管官公署】

農林水産省地方農政局等
都道府県の農業担当部局・外国人受入担当部局

【制度所管官公署等】

地方出入国在留管理局
都道府県警察
外国人技能実習機構 (外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構)
地方事務所

【当該地域の農業分野の育成就労実施者を構成員とする団体その他の関係者】

都道府県農業法人組織
都道府県農業協同組合中央会
都道府県農業委員会ネットワーク機構
その他の地方農政局等が適当と認める団体

※ その他、監理支援機関等について、地方農政局等の判断でオブザーバー参加させることを妨げない。

農業育成就労協議会決定第〇号

令和 8 年 6 月〇日

育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範（案）

本協議会は、本行動規範の遵守を事業者団体及び育成就労実施者に強く求めるとともに、これに違反する事業者団体及び育成就労実施者に対しては、本協議会からの除名を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

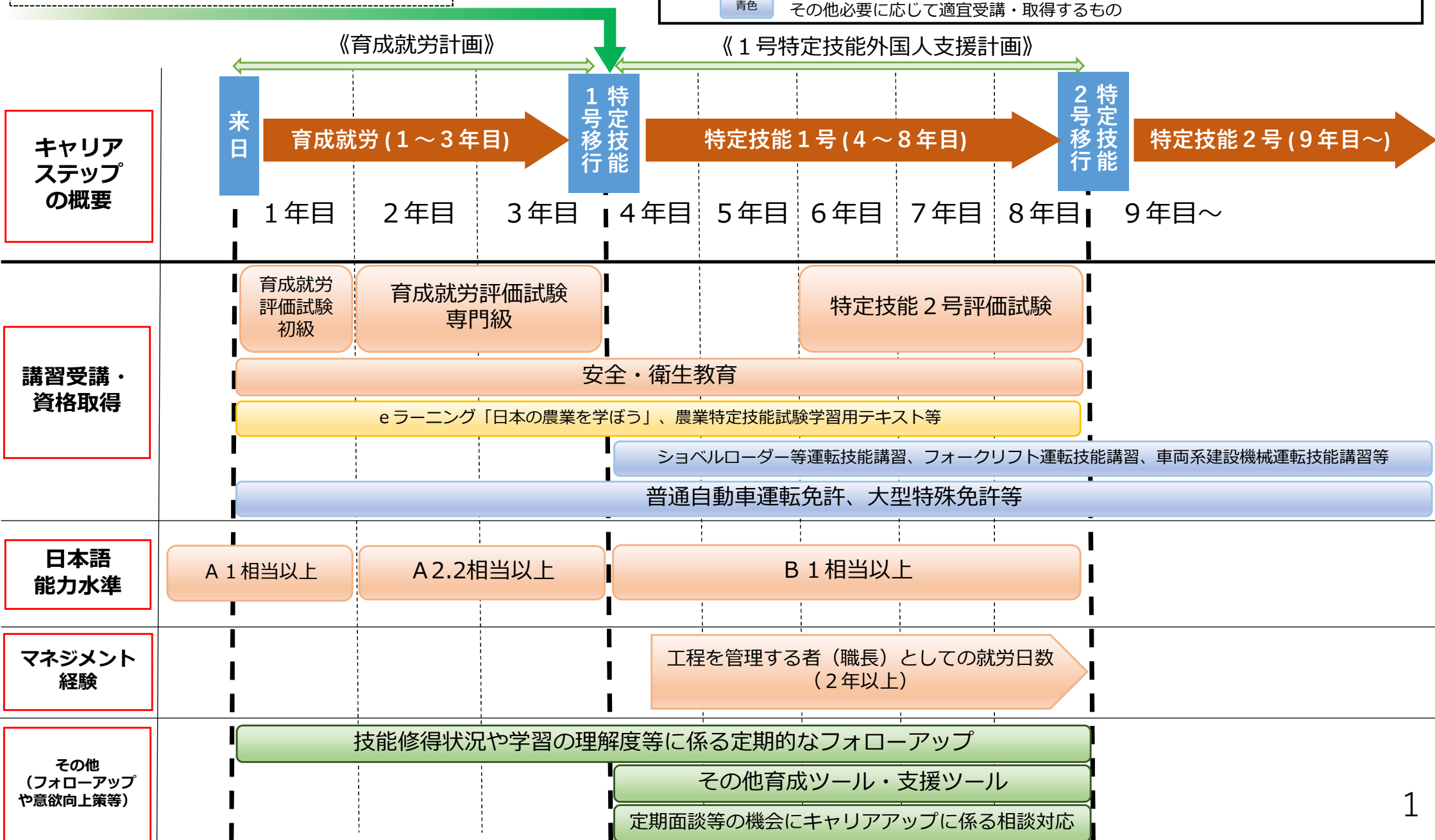
1. 農業分野における育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れを実現するため、当該分野の事業者団体及び育成就労実施者は、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 事業者団体及び育成就労実施者は、育成就労外国人の受入れに当たり、育成就労関係法令のほか、出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、育成就労外国人の人権を尊重し、適正な雇用環境の確保を推進する。
3. 事業者団体及び育成就労実施者は、育成就労制度の意義を理解し、育成就労外国人受入れの前提として、生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
4. 事業者団体及び育成就労実施者は、育成就労外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、農業の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
5. 事業者団体及び育成就労実施者は、悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。
6. 育成就労実施者は、育成就労制度への理解を深め、育成就労外国人が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、育成就労外国人と適切なコミュニケーションを図るように努める。
7. 育成就労実施者は、自ら納付すべき公租公課を適切に支払うとともに、育成就労外国人が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導する。
8. 育成就労実施者は、育成就労外国人が外国人であることを理由として差別的な取扱い

を受けない就労環境を確保する。

9. 育成就労実施者は、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。
10. 育成就労実施者は、育成就労外国人に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、適切な処遇を確保する。
11. 育成就労実施者は、労働安全衛生の重要性を理解し、文化及び言語が異なる育成就労外国人の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。
12. 育成就労実施者は、育成就労計画に沿って計画的な育成・評価を行うとともに、農林水産省が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、育成就労外国人が適切にキャリアアップできるように努める。
13. 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために、必要に応じて協議会が行う取組に協力する。
14. 事業者団体及び育成就労実施者は、本協議会の構成員資格に係る基準に適合しないこととなったときは、その旨を本協議会に報告する。
15. 事業者団体及び育成就労実施者は、本行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。

- ・留学から特定技能1号への移行
- ・育成就労を経ずに特定技能1号で入国 等

- 凡例
- 黄色 技能の修得・向上に資するもの
 - 赤色 在留資格の移行に係る要件
 - 青色 その他必要に応じて適宜受講・取得するもの
 - 緑色 フォローアップや意欲向上策



農業育成就労運営委員会決定第〇号
令和 8 年 6 月〇日

農業育成就労協議会運営要領（案）

農業育成就労協議会規約第 8 条の規定に基づき、農業育成就労協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（入会）

第 1 条 協議会の構成員となろうとする育成就労実施者は、農林水産省が定める方法により、次に掲げる事項を農林水産省に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 その他農林水産省が別に定める申請様式で定める事項

2 農林水産省は、前項の届出に係る事項に不備がない場合は、当該届出を行った者を協議会の構成員とするものとする。

第 2 条 新たに協議会の構成員となろうとする農業分野の育成就労実施者を構成員とする団体は、次に掲げる事項について整理し、農林水産省との協議を申し出ることができる。

- 一 名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該団体の構成員その他組織体制が確認できる書類

2 農林水産省は、前項の申し出により、当該団体が相当程度の数の育成就労実施者を構成員としていること等が確認された場合は、当該団体を協議会の構成員とすることについて協議を開始するものとする。

（退会及び除名）

第 3 条 協議会の構成員となっている育成就労実施者は、農業分野の育成就労実施者でなくなった場合は、農林水産省が定める方法により、退会する旨を農林水産省に届け出なければならない。

2 協議会は、協議会の構成員となっている育成就労実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該育成就労実施者を構成員から除名することができる。

- 一 前項の届出を行わないとき
- 二 農業育成就労協議会規約第 3 条第 2 項に規定する協議会に対する協力を怠ったとき
- 三 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき
- 四 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じなかったとき
- 五 農林水産大臣が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を怠ったとき

3 協議会は、外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構）から協議会の構成員となっている育成就労実施者が育成就労実施者の欠

格事由に該当することとなった旨の通知を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、その通知日において除名する。

第4条 協議会の構成員となっている育成就労実施者を構成員とする団体その他の関係者は、退会する旨を農林水産省に届け出ることができる。

2 協議会は、第1項の規定により協議会の構成員となっている団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体を構成員から除名することができる。

- 一 当該団体が相当程度の数の育成就労実施者を構成員としていると認められないとき
- 二 農業育成就労協議会規約第3条第2項に規定する協議会に対する協力を怠ったとき
- 三 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

(構成員名簿の作成及び公表)

第5条 農林水産省は、協議会の構成員となっている者の氏名又は名称及び住所等を記載した構成員名簿を作成し、その概要を公表するものとする。

(運営委員会)

第6条 農業育成就労協議会運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、協議会の招集、共有する情報の内容その他の協議会の運営に必要な次に掲げる事項の決定を行う。

- 一 協議会を招集するかどうかの決定
 - 二 協議会の構成員に共有する情報の決定
 - 三 情報共有の方法や時期の決定
 - 四 協議会の構成員であることの証明の方法の決定
 - 五 育成就労実施者、監理支援機関に対し、アンケート調査、ヒアリング、現地調査等の協力を要請するかどうかの決定
 - 六 運営要領の制定・変更その他協議会の運営に関する重要事項の決定
- 2 運営委員会は別紙の構成員により組織する。
- 3 農林水産省は、必要に応じて構成員を招集し、又は議事の内容を記載した書面若しくは電子メールを構成員に送付し、運営委員会を開催する。
- 4 農林水産省は、運営委員会の議事に鑑みて必要があると認めるときは、有識者(学識経験者、地方自治体)など事務局の判断で運営委員会の構成員以外の者に運営委員会への出席を求めることができる。

(協議会の招集)

第7条 運営委員会は、大都市圏での受入れの自粛を求める場合、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれるため農林水産大臣が法務大臣及び厚生労働大臣に育成就労計画の認定の停止の措置を求める場合等、特に重要な事項を協議する必要がある場合に、協議会を招集するものとする。

2 運営委員会は、やむを得ない事由により協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって協議会における協議に代えることができる。

(議事の公開等)

第 8 条 協議会及び運営委員会は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨は、原則として公表する。

(その他)

第 9 条 本運営要領に定めるもののほか、協議会及び運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 6 月〇日から施行する。

農業育成就労協議会運営委員会構成員

【分野所管省庁】

農林水産省農産局園芸作物課
農林水産省農産局果樹・茶グループ
農林水産省農産局穀物課
農林水産省畜産局企画課
農林水産省経営局就農・女性課

【制度所管省庁等】

出入国在留管理庁
警察庁
外務省
厚生労働省
外国人技能実習機構(外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構)

【農業分野の育成就労実施者を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
一般社団法人全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所
労働者派遣形態による育成就労実施者を構成員とする団体等農林水産省が適当と認める団体

※ その他、有識者(学識経験者、地方自治体)など事務局の判断でオブザーバー参加させることを妨げない。